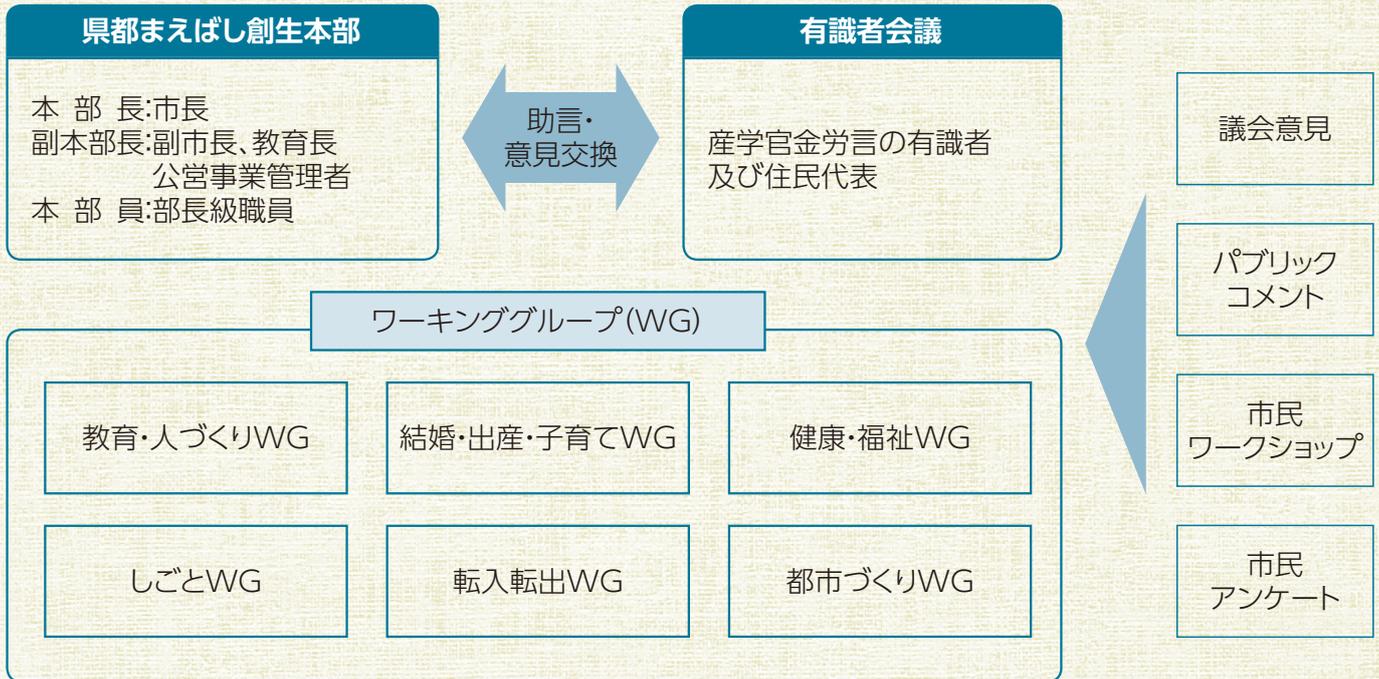


# 資料編

## 策定体制



### 県都まえばし創生本部設置要綱

#### (設置)

第1条 本市の少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策の推進を図るため、県都まえばし創生本部(以下「創生本部」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 創生本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県都まえばし創生プラン(前橋版人口ビジョン・総合戦略)の進捗管理
- (2) 第七次前橋市総合計画の策定
- (3) 地方版規制改革の取り組みなど、その他地方創生に関すること

#### (組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

**(職務)**

第4条 本部長は、創生本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務の推進に向けて、関係部局との調整及び連携を行う。

**(会議)**

第5条 創生本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

**(有識者会議)**

第6条 本部長は、所掌事務の推進にあたり、創生本部への助言及び意見交換を行うための有識者会議を設置する。

- 2 有識者会議は、住民代表並びに産業界、行政機関、高等教育機関、金融機関及び労働団体の有識者をもって構成する。

**(下部組織)**

第7条 本部長は、創生本部の所掌事務を効果的に推進するため、必要に応じて創生本部の下部組織として専門部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

**(庶務)**

第8条 創生本部の庶務は、政策部政策推進課において処理する。

**(委任)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年1月27日から施行する。

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

**別表(第3条関係)**

総務部長、政策部長、財務部長、市民部長、大胡支所長、宮城支所長、  
粕川支所長、富士見支所長、文化スポーツ観光部長、福祉部長、健康部長、  
環境部長、産業経済部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、会計管理者、  
議会事務局長、監査委員事務局長、教育次長、指導担当次長、水道局長、  
消防局長

## 県都まえばし創生本部有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における人口減少問題の解決を目指し、県都まえばし創生本部への助言及び意見交換を行うため、県都まえばし創生本部有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 有識者会議の所掌は、次に掲げる事項についての助言及び意見交換に関することとする。

- (1) 県都まえばし創生プラン(前橋版人口ビジョン・総合戦略)の進捗管理
- (2) 第七次前橋市総合計画の策定
- (3) 地方版規制改革の取り組みなど、その他地方創生に関すること

### (組織)

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地方創生について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から会議終了の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長等)

第5条 有識者会議に座長を置き、市長が指名する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理するものとする。

### (会議)

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

- 2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

### (庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、政策部政策推進課において処理するものとする。

### (報償)

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償を支給することができる。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

## 県都まえばし創生本部 有識者会議委員 名簿

	団体名	委員名	職名
1	前橋商工会議所	中島 克人	専務理事
2	前橋市農業協同組合	横堀 功	常務理事
3	J R東日本高崎支社	百瀬 孝	支社長
4	前橋市医師会	小中 俊太郎	理事
5	前橋工科大学	星 和彦	学長
6	群馬大学	登坂 和洋	産学官連携コーディネーター
7	共愛学園前橋国際大学	大森 昭生	学長
8	前橋市都市計画審議会	松井 淳	会長
9	群馬県前橋行政県税事務所	菊間 精一	所長
10	群馬銀行	南 繁芳 小林 哲	常務取締役(～2017年9月) 常務執行役員(2017年9月～)
11	群馬県信用保証協会	阿部 吉伸	専務理事
12	日本政策金融公庫前橋支店	武者 雄二 田村 佳隆	支店長(～2017年9月) 支店長(2017年9月～)
13	ハローワーク前橋	松本 真 武井 秀人	所長(～2017年9月) 所長(2017年9月～)
14	前橋市男女共同参画審議会	斎藤 周	会長
15	上毛新聞社	高橋 徹	編集局次長
16	前橋市社会福祉協議会	塚田 昌志	会長
17	前橋市自治会連合会	角田 雄二	会長

# 第七次前橋市総合計画

---

平成30年3月

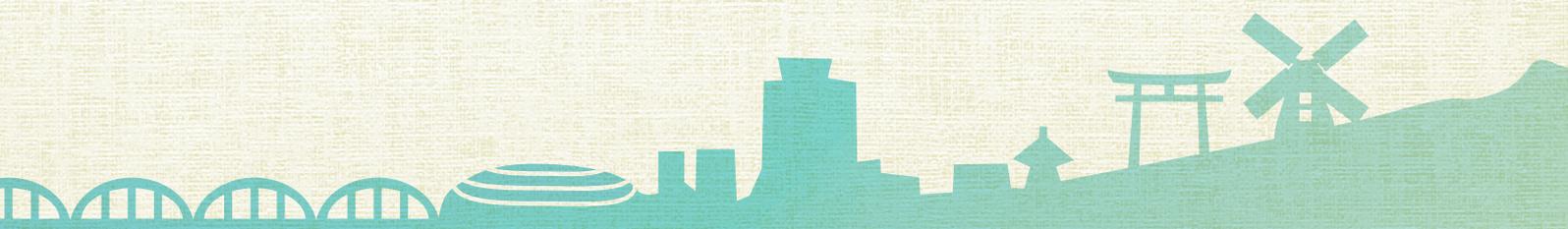
■発行 前橋市

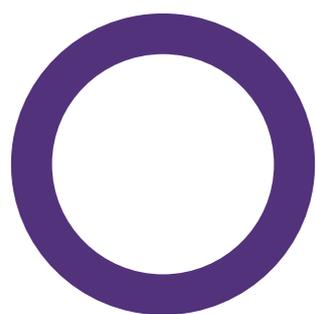
■編集 前橋市政策部政策推進課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

TEL 027-224-1111

■印刷 朝日印刷工業株式会社





前橋市